

『明月記』の漢籍引用記事

—「史記」引用を中心に—

藤川功和

はじめに

『明月記』中の漢籍引用記事は、典拠の指摘が先学によつて多くなされている⁽¹⁾が、いまだ検討されていない記事や、指摘に再考の余地のある記事もみられる。稿者は、将来的には定家の漢籍受容の様態を同時代の他の文人他の文献との相対化も図りつつ明らかにしていきたいと考えている。本稿ではその一環として、『史記』を源流とする漢籍引用記事を中心的に検討を加えたい。

— 正治元年二月二十三日条

〔用例1〕正治元年（一一九九）二月二十三日条

廿三日、天晴、勤仕祭使之後、未時許帰京之後、參宮、入夜退下、近日陶化坊之近辺、上下之心中只如晉陽三畔、惘然迷是非、定家三十八歳の記事である。漢籍引用に関する指摘は管見に入らない。この日に先立つ正月十三日の記事に、「前將軍去十一日出家、

十三日入滅」（正月二十日条）とある如く、鎌倉幕府初代將軍源頼朝が没した。その後頼朝死去の影響とおぼしき一連の騒動の風聞が京に流れた。『明月記』にはその騒動の様子が書き留められている。まず二月十一日条には、「一昨日京中忽騒動、隆保朝臣行向北小路東洞院、喚集諸武士議定、依此事天下又狂亂、衆口噭々云々」と、

定家の姉婿にあたる源隆保が武士を集め乱を企てるという風聞がみられる。同十四日条には、「京中又騒動、左衛門尉三人、源 頼朝 頼成新中將雜色召取之參院、先向惟義許、武士守護被渡院御所、給武士三人云々」と、頼朝の同母妹を妻にし権勢を誇った一条能保の郎等

中原政経、後藤基清、小野義成が源通親への謀反を企てたかどで武士に逮捕された由が記されている。さらに同十七日条には、「今曉宰相中將公經卿、保家朝臣、隆保朝臣被止出仕云々」と、先述した源隆保や能保の女婿の西園寺公經らの出仕停止が記されている。⁽²⁾

これらの事件に関連して、十六日条には、「又參角殿見參、入夜退下、近日此近辺門々戸々、運資財馳走東西南北云々、相互雖称我不知由、心中皆脅病歟」と、この頃定家が居を構えていた九条辺りの人々が乱を避けて逃げ出す様子が記されている。〔用例1〕の「近日陶化坊之近辺、上下之心中只如晉陽三畔、惘然迷是非」はその九条辺りの人々の混乱ぶりを指していると思われるが、特に傍線部の表現は次の『史記』の記事が源流であろう。

〔資料1〕『史記』卷四十三・趙世家第十三

三国攻晉陽歲余、引汾水灌其城。城不浸者三版。城中懸釜而炊、

易子而食。群臣皆有外心、礼益慢。唯高共不敢失礼。襄子懼、乃夜使相張孟同私於韓・魏。韓・魏與合謀。以三月丙戌、三国反滅知氏、共分其地。於是、襄子行賞。高共為上。張孟同曰、晉陽之難、唯共無功。襄子曰、方晉陽急、群臣皆懈。惟共不敢失人臣礼。（後略）

知伯が韓や魏とともに趙の襄子の立てこもる晉陽城を一年余り水攻めにした。城内は水浸しでわざかに「三版」ばかり残すのみであつた。城中では「懸釜而炊」と、釜を高く懸けて炊事をし、「易子而食」という有様であった。そのため「群臣皆有外心、礼益慢」と、臣下の心は次第に襄子から離れたが、高共のみは臣下としての礼を忘れないでいた。この後襄子は韓・魏と内通することに成功し、逆に知伯を討ち、その領地を三国で分割したのである。そして褒賞の折に、

襄子は晉陽城が危機に瀕した時でも臣下としての礼を失わなかつた高共を功の第一としたのである。この逸話は、中国文献では「韓非子」「因索地於趙。弗与因圍晉陽。韓・魏反之外、趙氏応之内、智氏自亡」（説林上）や「淮南子」「知伯圍襄子於晉陽。襄子疏隊而擊之、故、仰鴨禰宜被上河水、仍俄熯流云々、若遇霖雨者、定如晉陽三畔敗」である。またこれらの文献には「晉陽三畔」という語句は見いだせない。

ところで国書刊行会本では「如晉陽^{三畔}」と「三」を不審として「之力」と傍注を付している。『史記』を参考にして「晉陽三畔」とする

「三畔」とすると「畔」字について不審は残るもの、『史記』でいう「三版」（版は長さをあらわす単位で、『史記』では城が水にどれくらい浸されているのかを表す文脈で用いられている）を指すことになる。⁽⁴⁾元久二年（一一〇五）正月二十八日条では、白詩語である「妻孥」を「妻奴」と記しており、音が通う字を当て字で用いる例は往々にしてみられる。また次の〔用例2〕では「晉陽三畔」となつてるので、〔用例1〕も「晉陽三畔」として、以下他の用例とも交えて検討する。

〔用例2〕 寛喜三年（一一三一）正月二十八日条

廿八日、^晴天晴、已後寒風猛烈、蓬屋西小路、自昨夕流水忽漲失通路云々、右大將家小池被入京極河、其水絕、水鳥失便之故、仰鴨禰宜被上河水、仍俄熯流云々、若遇霖雨者、定如晉陽三畔敗。

この日定家の家の西の小路が水浸しになつた。右大將西園寺実氏邸の池は河から水を引き入れていたが、水が絶えてしまつたのを期に「俄熯流」と、新たに水を引き入れたところこのような事態になつてしまつたらしい。定家は、もし大雨でも降れば「晉陽三畔」のようになつたと危惧している。ここでは単に水浸し

十四日、天晴、巷說更不静、関東無重來使者云々、或說云、賊軍猶任絕其糧路、將軍雖未沒、如母卿之在晉陽、事太急、故不

得発使者云々、(後略)

同月二日には幕府創設以来の功臣であつたはずの和田義盛が反乱

を起こしていた。これに対して北条義時が即座に追討、翌三日に義

盛は敗死している。以後も幕府は義盛の残党を追捕するのであるが、

当該記事に見られるように、京では鎌倉からの使者が来ないことに

対して、「賊軍猶任絶其粮路」——将軍はいまだ健在だといつても

「如母卿之在晋陽」のようなものだ、つまり三国に水攻めにされた

「母卿(襄子)のように、賊軍に^{將軍}が取り囲まれているのではな

いか——という風聞が流れた。「云々」とあるので、この一文は定

家が第三者から関東の様子を伝え聞いた件ではあるが、「如母卿之

在晋陽」という言いまわしについては、定家が鎌倉方の様子を聞いた上での自ら喰えたのである。

以上、「用例2」では水浸しの様子を本来『史記』で用いられた

意昧合いで記し、「用例3」では「賊軍」が「絶其粮路」つて孤立した

「將軍」の様子を三国に囲まれた襄子になぞらえていた。ではこのよ

うな二通りの用い方を見た上で「用例1」にもどると、先述した十

六日条に「近日此近邊門々戸々、運資財馳走東西南北云々」とあり、

また「如晋陽三畔」の直前に「上下之心中」とあることから、陶化坊辺

りの人々の騒然とした様を指していることは明らかで、『史記』の

「群臣皆有外心、礼益慢」あたりを念頭に置いての記述と思われる。

以上のことから、「晋陽三畔」の語自体すでに原典とはかけ離れた意味でも用いられているが、このような用い方が当時どれほど一般的

だったのかという点についてはさらに検討を重ねたい。

二 正治二年四月九日条

〔用例4〕正治二年（一二〇〇）四月九日条

九日、大臣殿今日又六借御云々、境節籠居之由人々沙汰之由、

或人告之、但何為哉、不惜身命雖存忠節、大小内外不似存、親

雅季経譲言被信用、被処理、賢人也、公卿也、可信可貴、甚無

益之世也、飛鳥尽而良弓藏、狡兔死而走狗烹、²共憂不共樂者、

越王為人也、凌雨步行進退是苦、仍籠居耳、果云籠下乎云々、

示兼時處、亦称所勞之由、以人申入云々、

「大臣殿」とは藤原良経で、この時左大臣正二位で三十二歳。親雅

は藤原親隆の息で、この年参議で五十六歳。

〔用例4〕冒頭の「大臣殿今日又六借御云々、境節籠居之由人々

沙汰之由」については、同月六日条に詳しい事情が記されている。⁽²⁾

それによると定家は六条派の歌人藤原季経判の歌合への出詠を「如

季経等々歌競判之時、難堪」として辞退した。それに対して季経

は「大怒」り、ついに「訴申」に及んだのである。定家の主家たる良経

の方にも「皇太后宮」忻子から定家の歌を召し出すよう「切々」と願い

があり、良経は定家を叱責することになったのである。

つまり冒頭の「大臣殿今日又六借御云々」は、いまだに怒りの解けない良経の様子を指しているのである。これに対して定家は良経に対する不満を書き連ねているのだが、特に傍線部1~4は『史記』

を原典とする文言である。⁽⁸⁾

〔資料2〕『史記』越世家第十一

范蠡遂去、自齊遺大夫種書曰、蠱鳥尽、良弓藏、狡兔死、走狗烹。越王為人、長頸烏喙、可與共患難、不可與共樂。子何不去。種見書、稱病不朝。人或譏、種且作亂。越王乃賜種劍曰、（後略）

引用箇所は、越王の許を去つた范蠡が大夫種に手紙を充てた場面である。范蠡は手紙で、いまだに越王に仕える大夫種に対し、吳を平定した今越王の許に長くいるべきではない所以を述べており、「蠱鳥尽、良弓藏、狡兔死、走狗烹」は、すぐれた臣下であつても目的が達せられた後では用済みとなることの喻えとなつてゐる。他の中國文献においては、「淮南子」（卷十七・説林訓）「狡兔得、而獵大烹、高鳥尽、而強弩藏」、「韓非子」（内儲説下）「狡兔尽則良犬烹」、「蒙求」「勾践可與同患、難與同安」（范蠡泛湖）等にこの文言の部分的の使用はみられるが、字句の統き具合からも当該記事に関しては「史記」との類似性が最も大きい。

ところで、我が国の文学作品に目を向けると、

（ア）『和漢朗詠集』卷下・述懷・七五⁽⁹⁾

范蠡責を勾践に收めて扁舟に五湖に乗る 咎犯罪を文公に謝してまた河上に逡巡す

（イ）『新撰朗詠集』卷下・述懷・九七九

吳の強大ヲシモ夫差以て敗れたり 越の会稽に栖ムシモ勾践世

に翻たり

（ウ）『平治物語』下・頼朝遠流に宥めらるる事付けたり吳越戦ひの事

「此義しかるべきからず。越王勾践と吳王夫差と会稽山を中心へだつて合戦をしけるに、越王軍にうちまきて、敵吳王夫差に囚人となつて、土のろうにこめられて、失なはむとしけるに、吳王夫差大事の病をうけたりけるに、『いかにしてか病人の死生をしてるべき』といひければ、越王此由を聞、『病人の死生をしるはやすき事也』と云。『いかにしてるべき』ととへば、『尿をのんじる』といへば、『なんちのみてんや』といへば、『安きことなり』とて、吳王夫差が尿を三度のむ。『いかに』ととへば、『今度は死すべからず』といたへ、やがて病いへければ、『是わが為にをんあるものなり』とて助られ、故郷へかへりける時、道にてかはづのをどりければ、馬よりをりて通る。人『何』ととへば、『勇なるものを賞せむためなり』と答、かかる賢人なりとて、当國・他国より大勢來りてつきければ、終に吳王夫差をほろぼし、会稽のはぢを雪むとはかやうの事をこそ申せ。」

（エ）『蒙求和歌』第八・閑居部

范蠡趙王勾践ツカヘテヨノ政オコナヒケリ。吳王夫差イクサヲアラソフホト。数十年心ヲヒツニシテ。会稽ノハチヲキヨメテケリ。國ヲサツケ、レトモ。ウケトラスシテ。シツカニヨモ

ワタラムトスルヲ。勾践ネムコロニテシメトモ。シヒテサリヌ。

人ヲヤリテトムレトモ。ワレキミノタメニ忠フカヘリキ。イ

トマヲタマハラムヲムクイトセムト云テ。ツヒニカヘラス。湖

上舟ウカヘテ。舟ノ内ニシヅカニヨヲワタリテ。心ノマニア
ソヒケリ。(後略)

〔才〕『延慶本平家物語』第五本

吳王公践得、遇秦皇燕丹志挿、直欲決勝負之剣、俄亡怨敵之思、
還投武威之勇。

〔力〕『源平盛衰記』卷二・会稽山

勾践後二大軍ヲ起テ終ニ吳王ヲ亡シケリ。会稽山ヲ論シテ軍二
負、尿ヲ飲ハ恥也、本国ニ還テ敵ヲ誅テ彼山ヲ知ハ恥ヲ雪ル也。
故ニ会稽ノ恥ヲ雪トイヘリ。

これらは、会稽の恥とそれを沃ぐ件と、吳を倒した後一切の名譽を
棄て范蠡が越王の許を去り湖上に遊ぶ件を記したものに大別できる。
また、定家の時代よりかなり降るが、『太平記』卷四には越王と勾

践の逸話が相当な分量で語られている。そこに記されるのは、范蠡
の諫めを聞かず吳王に戦いを挑み敗れた勾践が後に吳王を破つて会
稽の恥をそそぎ、その後范蠡は越王の許を去るというものであり、
語られるべき眼目は『太平記』以前の先述した諸文獻とほぼ一致す
る。⁽¹⁾

本項で検討した文言及び文言を含めた場面自体が定家以前の軍記
物語等には用例が見いだせないことから、〔資料2〕の箇所は会稽

の恥や范蠡が去る件に比して知名度が落ちるものと思われる。『史
記』と比較して、『飛鳥』(明)「誓鳥」(史)、「共憂不共樂者、越王為
人也」(明)、「越王為人、長頸鳥喙、可与共患難、不可与共樂」(史)
と、字句や語の並びに異同が見られるのは、暗記していくままで日
記に記した結果とも考えられる。久保田淳氏に指摘があるよう⁽²⁾、
寛喜元年(一二二九)十一月二十二日条には、「定修又來、適依有
余卷受留侯世家、依有說外傳之志也」と、定家が息定修に『史記』
を教授している記事がみられる。定家の読みだ『史記』本文が現行
の本文とどれ程異同をもつものなのかという点については今後の課
題だが、ひとまずは『史記』に対する定家の深い理解の現れた記事
であるとみてよいであろう。

以上、本稿では二例のみを扱つたが、今後も調査を継続し、さら
に詳細に定家の漢籍受容の様態を明らかにしたい。

〔注〕

(1) 枚舉に違がないが、近年論題に挙がっているものだけでも、
久保田淳氏「『明月記』に現れた藤原定家の漢才」(『新しい漢
文教育』第一号(昭60・10)所収)、佐藤恒雄氏「定家と白居易
——『明月記』の中の白詩——」(『白居易研究講座』第三卷
平5 効誠社)、「『明月記』の中の白詩(続)」(『中世文学研
究』第二十号 平6・8)等がある。

(2) 注(1)久保田氏論文に、「今後は更にこのような定家の漢才

が同時代の貴族と比較してどの程度であつたかを確かめること

もなされねばならないであろう」との指摘がある。

(3) この事件に関しては、『猪隈閑白記』、『百練抄』、『恩管

抄』卷第六・土御門にも記述がある。

(4) 書陵部藏四十三冊本『史記』・趙世家第十三(永正十年写)では「三版」とあり、今のところ『史記』の本文の異同は考えにく

い。

(5) この点については、注(1)佐藤氏前掲論文に、「妻奴」は、妻子の意味で「妻孥」が正しい」と指摘がある。

(6) 『色葉字類抄』には「畔田界の外」(前田本・下二五〇三)、「礼版駕籠」(黒川本・中四〇ウ一)とあり、音が通っていることが確認できる。

(7) 藤原季経は頭輔息で、この時には既に官を辞し、非參議正三位、七十歳であった。『千載和歌集』以下の勅撰集に入集。六条派の歌人として御子左家に対抗。正治二年院初度百首では定家、家隆といった御子左家歌人を作者から除こうと画策、定家はそれに対する強い不満を日記に記している(正治二年七月十八日条等)。

(8) 今川文雄氏『明月記抄』(昭61 河出書房新社)には、傍線部1、2について、それぞれ鳥がいなくなると弓はしまわれる、「(こ)うとすばやい兎がいなくなると犬は煮て食べられる」との注があり、次の傍線部3には注がなく、傍線部4には「野蛮な

國の人」との注がある。

(9) 『和漢朗詠集』にはこの他、四〇六、五〇五、七五六にも范

蠡の名がみえるが、いずれも会稽の恥をそそいだ范蠡が官を辞して舟で五湖を渡つた逸話に関するものである。

(10) 参考、増田欣氏「太平記の比較文学的研究」(昭51 角川書店)第一章第三節。

※引用本文は、それぞれ、『明月記』—「国書刊行会本」、『和漢朗詠集』—「新潮日本古典集成」訓読文、『新撰朗詠集』—「古典文庫本」訓読文、『平治物語』—「岩波古典大系」、『延慶本平家物語』—北原保雄・小川栄一編「延慶本平家物語」本文篇、『源平盛衰記』—「中世の文学」、『蒙求和歌』—「続群書類從第十五輯上」、『史記』『淮南子』『韓非子』—「新編漢文大系」。字体は現行の活字体に改め、適宜傍線や傍点を私に付した。

——ふじかわ・よしかず、鈴峯女子短期大学非常勤講師——